

じん臓機能障がい の 状況及び 所見

(該当するものを○で囲むこと)

1. じん臓機能

- ア 内因性クレアチンクリアランス値 ($\text{ml}/\text{分}$) ・測定不能
- イ 血清クレアチニン濃度 (mg/dl) / eGFR ($\text{ml}/\text{分}/1.73\text{m}^2$)
- ウ 血清尿素窒素濃度 (mg/dl)
- エ 24時間尿量 ($\text{ml}/\text{日}$)
- オ 尿所見 ()

2. その他の参考となる検査所見

(胸部エックス線写真, 眼底所見, 心電図等)

3. 臨床症状 (該当する項目が有の場合は、それを裏付ける所見を右の [] 内に記入すること。)

- ア じん不全に基づく末梢神経症 (有・無) []
- イ じん不全に基づく消化器症状 (有・無) [食思不振, 悪心, 嘔吐, 下痢]
- ウ 水分電解質異常 (有・無) (Na mEq/ℓ , K mEq/ℓ , Ca mEq/ℓ , P mg/dl)
 浮腫, 乏尿, 多尿, 脱水, 肺うつ血
 その他 ()
- エ じん不全に基づく精神異常 (有・無) []
- オ エックス線写真所見上における骨異栄養症 (有・無) [高度, 中等度, 軽度]
- カ じん性貧血 (有・無) Hb g/dl , Ht %
赤血球数 $\times 10^4/\text{mm}^3$
- キ 代謝性アシドーシス (有・無) [CO_2 又は HCO_3] mEq/ℓ
- ク 重篤な高血圧症 (有・無) 最大血圧/最小血圧
/
 mmHg
- ケ じん不全に直接関連するその他の症状 (有・無) []

4. 現在までの治療内容

(慢性透析療法の実施の有無 (回数 /週, 期間) 等)

5. 日常生活の制限による分類

- ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの。
- イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されているもの。
- ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動については支障がないがそれ以上の活動は著しく制限されるもの。
- エ 自己の身の周りの日常生活制限活動を著しく制限されるもの。

注 1 eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニンの異常に替えて eGFR(単位は $\text{ml}/\text{分}/1.73\text{m}^2$)が10以上20未満のときは4級、10未満のときは3級と取り扱うことも可能とする。

注 2 慢性透析療法を実施している者の障がい認定は、当該療法の実施前の状態で判定すること。

注 3 じん移植を行ったものは、抗免疫療法の継続を要する期間は、これを実施しないと再びじん機能の廃絶の危険性があるため、抗免疫療法を実施しないと仮定した状態を想定し、1級として認定することが適当である。